

## 教育勅語の教材使用を認めた政府閣議決定の撤回を求めます。

政府は、3月31日に、教育勅語を「教育の唯一の根本とするような指導は不適切」だが、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」との答弁書を閣議決定しました。教育勅語は、戦前の軍国主義教育の支柱であり、戦後新しく選出された国会で議論され、日本国憲法施行、教育基本法制定後の1948年6月19日衆参両院で排除・失効されたものです。国会が決めたことを、内閣の閣議決定で変更することは、三権分立を決めた憲法に反することです。

衆議院では、「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際的信義に対して疑点を残すもの」と排除決議を出しました。参議院では、憲法、教育基本法の民主的教育理念に反するとし、「(教育勅語を) 今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にする」と失効決議を出しました。衆参両院の教育勅語排除・失効決議でも、教育勅語・軍人勅諭等を、国民道徳の指導原理と考えることを明確に否定しています。

日本国憲法施行70年の今、安倍首相は、教育勅語を「大変素晴らしい理念が書いてある」(2006年6月2日衆議院教育基本法特別委員会)と褒め、稲田防衛相は、「教育勅語の精神は今も取り戻すべきだと考えている」(3月8日参議院予算委員会)と評価しています。また、4月3日菅官房長官は、記者会見で教育勅語に関して、道徳教材として「適切な配慮の下、教材使用自体に問題はない」と発言し、戦前において教育勅語が果たした役割への不安に対し「懸念は生じない」と述べました。

政府は、教育勅語を道徳教材として否定しようとはしていません。教育勅語は、親孝行など12の徳目を示していますが、明治天皇が「臣民」に守るべき「徳目」として与えたものです。その核心は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」であり、天皇のために命を捧げるという天皇への忠誠心を植えつけることにあります。そう教えられた戦前・戦中の子どもたちと国民は、戦争に駆り出されたのです。

今回の閣議決定は、特定秘密保護法、安保法制(戦争法)、「共謀罪」と同一線上にある、「戦争する国」づくりの一環のものです。歴史教育者協議会は、「過去においてあやまった歴史教育が軍国主義やファシズムの最大の支柱の一とされていた事実を痛切に反省し」(設立趣意書から)、正しい歴史教育を確立・発展させることを追求してきました。教育勅語を復活させようとするのは、憲法等で排除・失効した事実を認めない歴史に逆行することです。歴史教育者協議会は教育勅語に関する閣議決定の撤回を求めます。

2017年4月23日 一般社団法人 歴史教育者協議会常任委員会